

令和6年4月から産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険料*が免除されます!

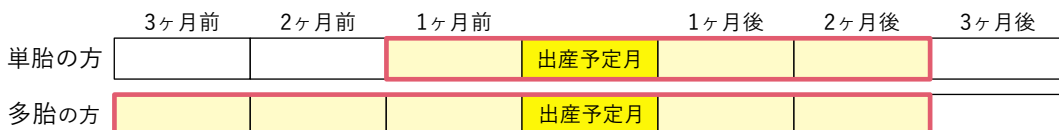
※均等割保険料、介護保険料、事業所得割保険料

対象となる方

- 令和6年2月1日以降に出産予定(又は出産)の当組合の被保険者が対象です。
妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)
※出産された方以外の保険料は減免とはなりません。

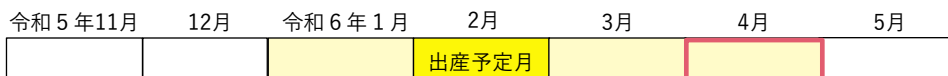
国民健康保険料の免除期間

- 出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)まで保険料が免除されます。



※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。
※出産前に届出し出産予定月と実際の出産月が異なった場合は原則として出産予定月を基準に算定します。

- 令和6年2月に出産された場合は令和6年4月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和6年4月より前の期間については免除の対象とはなりません。

 …対象期間

国民健康保険料の免除方法

- 事業主(甲種組合員・後期高齢者組合員)による届出が必要です。
- 保険料の免除分は引去りの際に調整を行います。免除となる保険料であってすでに納めてしまった、かつ保険料の調整ができない場合は保険料引去り口座へ還付いたします。
- 保険料免除後、免除期間中に喪失となった場合、免除は取り消されます。

届出に必要な書類

出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

- ① 産前産後の保険料軽減措置届出書
※届出書は当組合のホームページからダウンロードできます。
- ② 母子健康手帳の写し(出産する方の氏名と分娩(予定)日が分かるページをコピーしてください。)
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。(出生証明書、住民票など)

届出先

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

〒892-0841 鹿児島市照国町13番15号 TEL 099-223-5923